

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 60 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 60 年 1 月まで

会社を退職後の昭和 53 年 10 月から、私が設立した会社が厚生年金保険の適用事業所となる前の平成 2 年 6 月までは、妻が自治会を通じて夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間は未加入となっているが、国民年金の被保険者資格喪失届や資格取得届を出した記憶は無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険の受給資格を取得した後、国民年金に任意加入した昭和 53 年 10 月以降、国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している上、一緒に納付していたとする申立人の妻も、52 年 12 月以降国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、申立人及びその妻の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から同年 12 月までの期間については、申立人に係る昭和 58 年分の所得税の確定申告書（控）には、社会保険料控除額が記載されており、それらの控除額における国民年金保険料額と国民健康保険税額の内訳は記載されていないものの、当時の A 町における国民健康保険税率等から試算した国民健康保険税額と国民年金保険料額とを合算した金額は、同申告書（控）の社会保険料控除額とおおむね一致することから、58 年分の国民年金保険料は納付されたものと推認でき、申立人は当該期間の保険料を納付したものと認められる。

さらに、申立期間のうち、昭和 59 年 1 月から 60 年 1 月までの期間については、申立人は当該期間の前後を通じて事業経営は順調であったと主張して

いる上、確定申告書（控）の所得金額等の申告内容からも国民年金保険料の納付が困難な生活状況ではなかったと考えられ、申立人は当該期間の保険料を納付したものと推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年3月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月から同年8月まで

私は、平成6年に体調不良のため会社を退職後、すぐに地区の集金人に国民年金と国民健康保険の加入手続きをお願いした。毎月25日ごろになると、町内放送で納付の呼びかけがあり、私は集金人の自宅へ夫と二人分の国民年金保険料と国民健康保険料を持参して納付していた。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と比較的短期間であるとともに、申立人は申立期間以外の国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付している上、申立人は、申立期間前後の厚生年金保険と国民年金の切替手続きを適切に行っていることが確認できることから、申立人は年金制度に対する理解があり、国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人が自身の国民年金保険料と一緒に納付したとする申立人の夫の保険料は納付済みとされていることから、申立期間に係る申立人の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立期間当時、申立人が夫婦二人分の国民年金保険料を納付したとする集金人は、申立人が居住する地区の国民年金委員であったことが確認できることから、申立人の主張には不自然な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 7 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 7 月から 54 年 3 月まで

申立期間は、同居していた義父が家族 4 人分の国民年金保険料と一緒に納付していた。義父が亡くなっているため、当時の納付状況を詳しく調べることはできないが、私以外の家族の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、私の分だけが未納とされていることに納得できないので、納付期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 9 か月と比較的短期間であり、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している上、申立人の義父が保険料と一緒に納付していたとする申立人の義父母及び申立人の夫に保険料の未納期間は無いことから、申立人の家族の国民年金保険料の納付意識は高かったものと考えられ、申立人の義父が申立人の保険料のみを納付していないのは不自然である。

また、申立人は、同居していた申立人の義父が家族 4 人分の国民年金保険料を納付していたと主張しており、申立期間の前後は納付済みであり、申立期間の前後を通じて申立人の義父には生活状況の大きな変化は無かったことから、経済的に申立期間の国民年金保険料を納付できない事情は見当たらず、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年12月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年11月26日から同年12月26日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務していた昭和55年11月は厚生年金保険に未加入となっていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人が提出した給与支払報告書の写しにより、申立人は、A社に昭和55年10月1日から同年12月25日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和55年10月の社会保険事務所の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 6 月から 39 年 4 月までの期間、39 年 5 月から 43 年 1 月までの期間、44 年 7 月から 46 年 11 月までの期間及び 46 年 12 月から 49 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 6 月から 39 年 4 月まで
② 昭和 39 年 5 月から 43 年 1 月まで
③ 昭和 44 年 7 月から 46 年 11 月まで
④ 昭和 46 年 12 月から 49 年 6 月まで

申立期間①については、母が私と母の国民年金保険料を一緒に納付していたが、母は既に死亡しており、納付状況は分からない。

昭和 39 年 5 月に結婚した後の申立期間②及び④については、自宅に集金に来てもらっており、私が夫と二人分の国民年金保険料を納付していた。集金人は毎月 20 日ごろに来ていたが、保険料の額は覚えていない。

申立期間③については、市内の別の住所に住んでいたが、町内会から集金に来ていたので夫と二人分の国民年金保険料を納付していた。領収書はもらっていたが紛失した。

家を新築するに際し、年金から融資を受けており、融資条件もあったはずなので、いずれの申立期間も未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、申立人の母親が自身の国民年金保険料と一緒に申立人の保険料を納付していたと主張しているが、申立人の母親は既に死亡しており保険料の納付状況が不明である上、社会保険庁及びA市の記録では申立人の母親が当該期間に相当する自身の保険料を納付していたことを確認できず、ほかに申立人の当該期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②、③及び④については、結婚後申立人が夫と二人分の国民年金保険料を集金人に納付していたとしているが、当該期間のうち昭和 39 年 5 月から 40 年 3 月までを除き夫の保険料は未納とされている上、社会保険事務所の特異台帳では結婚に伴う国民年金に係る住所変更年月日は 40 年 4 月 1 日と記載されており、39 年 5 月から 40 年 3 月までの申立人の国民年金に係る住所は申立人の実家とされていたものと推認されることから、申立人の夫と二人分の保険料を申立人の夫の実家で集金人に納付したとする主張には不自然な点が認められる。

また、申立人が所持する国民年金手帳では昭和 42 年度から 46 年度までの国民年金保険料の検認記録欄は空欄となっており、ほかに当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）も見当たらない。

なお、申立人は、住宅新築に際し融資を受けているので申立期間の国民年金保険料が納付されていなければ融資は受けられなかったはずと主張しているが、夫婦ともに昭和 55 年度に年金福祉事業団から融資を受けていたことは確認できるものの、当時、申立期間①、②、③及び④の保険料が未納であっても融資条件（年金加入期間が 15 年以上であり、かつ連続した納付済み期間が 24 月以上であること）を満たしていたことが確認でき、申立期間の保険料を納付していたことを示す根拠にはなり得ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 3 月から同年 8 月までの期間、48 年 1 月から同年 4 月までの期間及び 48 年 9 月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 3 月から同年 8 月まで
② 昭和 48 年 1 月から同年 4 月まで
③ 昭和 48 年 9 月から同年 11 月まで

申立期間は、A 町に住所があり、昭和 50 年ごろ、母が私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと言っていたので、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間については、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料をまとめて納付したと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親は既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の母親が手続したとする昭和 50 年ごろ、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえず、申立期間の記録は、平成 11 年 1 月 7 日に追加されたものであることから、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年6月から53年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月から53年6月まで
昭和50年6月、A市役所で国民年金の加入手続を行い、以後、銀行預金口座からの振替により申立期間の国民年金保険料を納付していたので、申立期間が未加入又は未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年7月に払い出されたことが推認でき、その時点では、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿の記載内容により、銀行口座から申立人の国民年金保険料の振替納付が開始された時期は昭和53年10月であったことが確認できることから、申立人は、同年7月に国民年金の加入手続及び保険料の口座振替の手続を行ったと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から45年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から45年5月まで
昭和42年2月ごろに国民年金に加入し、国民年金保険料は、集金に来ていたA市の職員に納付していた。申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、自身が昭和42年2月ごろにA市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付は申立人の妻が行ったとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、48年9月ごろに払い出されたことが推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の妻が納付したとする国民年金保険料額は、申立期間に係る実際の保険料額と相違する上、申立人の妻が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 1 日から 37 年 5 月 1 日まで
: ② 昭和 37 年 11 月 1 日から 38 年 12 月 1 日まで

私は、A社に就職して、昭和 36 年 3 月 1 日から 37 年 4 月末まで勤務した。また、B社C出張所には同年 11 月 1 日から 38 年 11 月末まで勤務した。申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間についてA社及びB社C出張所に勤務していたことは同僚の証言により推認できるものの、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い上、同僚からも申立人の厚生年金保険料の控除に関する証言は得られない。

また、申立期間①については、A社は現存しておらず、申立人の厚生年金保険料の控除の事実を確認できる人事記録等の関連資料を得ることができない上、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、同名簿の整理番号にも欠落は無い。

さらに、申立期間②については、B社は、申立人の在籍記録は無いとしており、社会保険事務所が保管するB社C出張所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名の記載は無く、同名簿の整理番号にも欠落は無い。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 10 月 7 日から 36 年 1 月 16 日まで
② 昭和 36 年 9 月 28 日から 37 年 1 月 24 日まで

昭和 34 年 10 月 5 日から 35 年 1 月 30 日まで A 社 B 工場に季節作業員として勤務し、厚生年金保険の被保険者となっていた。しかし、申立期間については、身分と業務内容は厚生年金保険被保険者として勤務していた期間と同様であるのに、厚生年金保険の被保険者となっていない。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間について、A 社 B 工場において季節作業員として勤務していたことは、同社の職員カード及び同僚の証言により確認できるものの、同社が厚生年金保険の適用事業所となっていた期間は、昭和 34 年 10 月 5 日から 35 年 1 月 30 日となっており、申立期間を含めその後の期間については、厚生年金保険の適用事業所では無かったことが確認できる。

また、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無く、A 社本社及び申立事業所の業務を継承している同社 C 本部の回答においても、給与台帳等厚生年金保険料の控除を確認できる資料は保管していないとしている。

さらに、申立人が A 社 B 工場において申立期間を季節作業員として勤務していた同僚として挙げている 6 人のうち 5 人からは死亡等により証言が得られず、他の 1 人からも申立人の厚生年金保険料の控除に関する証言は得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 20 日から 36 年 11 月 6 日まで

申立期間はA事業所に勤務しており、母親が病気になったため、急きよ退職しB市に帰った。退職時には退職金等の金銭の支給は無く、代わりにタンスをもらった。脱退手当金が支給されたという昭和 37 年 4 月 20 日は同市の実家におり、社会保険事務所に行って手続をしてもいないし、脱退手当金を受け取ってもいない。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約5か月半後の昭和 37 年 4 月 20 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。